

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

2020コロナ禍の最賃闘争

時給 1500 円以上の実現を！ 全国どこでも誰でも 1000 円以上に！

4月、5月の非常事態宣言、それ以降のコロナの感染拡大で、最低賃金に張り付いて働く非正規労働者に対して解雇、雇い止め、シフト減らし、無給休業が増えている。安倍政権は「雇用を守る」と言っているが、中小企業、個人経営者は、倒産の危機に瀕している。失業者の増大は、消費購買能力の後退につながり経済危機に直結する大問題である。日本商工会議所は4月に最低賃金の凍結の方向性を提言している。これを受けて、政府は、「雇用が最優先課題」として「最低賃金の大幅増額は難しい」としている。しかし、政府は中小企業、個人経営者への抜本的な支援を徹底して、労働者の雇用と賃金を保障すべきである。

都市へ人口を集中させ、高生産、高消費で効率化を図り、大企業優先、下請け、非正規雇用、低賃金政策で格差社会を造り出してきた矛盾が、今一挙に露呈しようとしている。

コロナの感染拡大が私たちに提起していることは、都市への一極集中の誤りである。これを促進

している現行の地域別最低賃金の格差（東京で1013円、青森、沖縄等で790円と最大で時給223円、月37000円）をなくし、全国を今すぐ1000円以上にすべきである。そして、現行の最低賃金では、若者が結婚して、子育てが出来ないレベルであること、経済が、消費購買能力に依拠していることを考えれば、例年並み以上の最低賃金のアップは不可欠である。

7月5日(日) 県共闘と全国一般は関内のイセザキモールで最賃情宣を行った。今後、神奈川最賃審議会で「最低賃金1500円以上、全国どこでも

第23回定期大会に結集を！ 9月27日(日) 横浜市技能文化会館802

12:30開場
 13:00開始
 15:00終了 その後懇親会(予定)

横浜市技能文化会館
 〒231-8575
 神奈川県横浜市中区万代町2丁目4-7



今すぐ1000円以上の意見陳述を行い、審議会の傍聴行動を神奈川の仲間と共に取り組んでいきたい。ご理解とご支援をお願いします。(米山)

スケジュール

- 7月5日 19時 事務所 神奈川合同支部会議
- 7月6日 19時 事務所 神奈川労働相談センター会議
- 7月8日 19時 12時 本部署務所 中央本部執行委員会
- 7月8日 18時 厚木アミー アイボン会議
- 7月9日 10時 事務所 機関紙発送作業
- 7月9日 14時 寿公園 寿労働相談
- 7月11日 14時 地裁8階 しらゆり歯科解雇撤回裁判弁論準備
- 7月11日 18時 上大岡 匡済会団体交渉
- 7月22日 16時 藤沢 東横イン会議
- 7月22日 7時 30分 横浜西口 JAL横浜西口情宣行動
- 7月26日 14時 事務所 第10回支部代表者会議
- 7月27日 19時 事務所 第10回担当者会議
- 7月29日 19時 事務所 県共闘事務局会議
- 8月1日 14時 事務所 郵政会議
- 8月4日 18時 30分 平沼ストウス 県共闘学習会

しらゆり歯科争議に支援・協力を！

裁判、労働委員会も始動&尋問準備も開始！

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、審理が中断していたしらゆり歯科裁判は、審理遅延は原告らの不利益が拡大するとして5月20日に審理の再開を要請。6月25日第9回弁論が再開されました。

11時から始まった弁論準備で、証人尋問期日が2カ月後の9月17日で合意され、次回弁論準備期日7月21日に、証人尋問項目、尋問時間について最終確認すること、そして中間収入資料提出方法などを確認して終了しました。懲戒解雇から1年半が経ち、いよいよ上林院長の証人尋問が確定、実現します。

また、不当労働救済を求める労働委員会は、6月15日新たに就任した労働側委員との意思疎通を深めた上で調査に臨みました。調査では、労働委員会から不当労働行為性などについての4項目の求釈明が求められ回答を準備しました。尋問期日は9月17日で、原告は尋問対策の準備を開始しています。万象お繰り合わせの上傍聴席からのご支援をよろしくお願いたします。(佐藤)

2020労働相談センター活動開始！

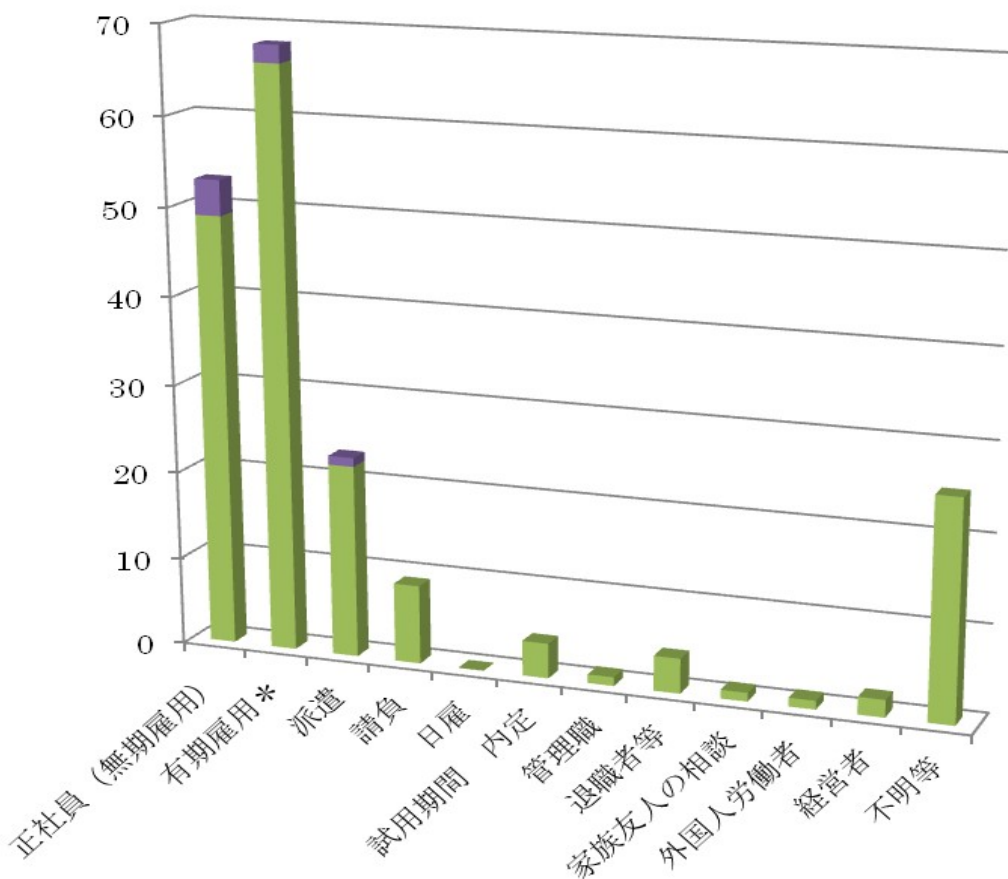
相談員募集中！

労働者の職場の困りごとの相談窓口である神奈川労働相談センターは、6月17日、年度の総会に当たる全体会議を組合事務所で開催しました。時節柄手洗うがい、3密にならないよう対策を行なうための開催でした。

全体会議報告では、2019年度の相談件数は191件で前年から60件の減少となったこと、相談者の雇用形態別では、正社員より有期雇用社員からの相談が増え、派遣労働者が3番目に続き、不安定労働者が拡大している証しではないか。

そして、相談の具体的な項目では、はじめパワハラ、労働条件、解雇、年休、賃金未払、労災の順に相談件数が多いと報告され、コロナ関連の相談も2月頃から始まり、

雇用形態別相談件数



新たに「在宅勤務の相談があり」と、分析も含めて報告がありました。

また、「相談員拡大や募集各月の勉強会についても論議されました。」

労働相談センターは、20年度の活動に入り、コロナ感染拡大の緊急事態宣言以降のコロナ関連の相談が増えるかと推測されるが、力を合わせて頑張りましょうと確認し、全体会議は終了しました。(佐藤)